

令和4年度
県政テレビ広報番組及び
SNS広報制作・放送業務
委託契約書
(案)

令和4年度県政テレビ広報番組及びSNS広報制作・放送業務委託契約書

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、県政に関する広報を行うため、県政テレビ広報番組及びSNS広報の制作・放送に関する業務を甲が乙に委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、以下に定める条項の信義に従い、別紙「令和4年度県政テレビ広報番組及びSNS広報制作・放送に関する仕様書」に基づき誠実に履行するものとする。

（名称等）

第2条 委託する業務の名称及び契約期間は、次のとおりとする。

- （1）委託業務の名称 令和4年度県政テレビ広報番組及びSNS広報制作・放送業務委託
- （2）契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（委託料）

第3条 甲は、前条に定める委託業務を行う費用として、次のとおり委託料を定め、業務実績に応じて支払いを行うものとする。

項目	金額（税込み）
テレビ番組制作・放送業務	33,600,000円 （うち消費税及び地方消費税3,054,545円）
SNS広報制作・放送業務	4,400,000円 （うち消費税及び地方消費税400,000円）
合 計	38,000,000円 （うち消費税及び地方消費税3,454,545円）

項目毎の金額配分については、甲乙協議の上、変更できるものとする。

（委託料の支払い方法）

第4条 前条の委託料に係る支払いについては、月額3,166,667円を支払い、それぞれ放送終了後、甲の検査に合格した場合に限り、乙の適法な支払請求書を甲が受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、4月分については、3,166,663円を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金については、沖縄県財務規則第101条第2項第10号の規定に基づき、免除する。

（台本の提出）

第6条 乙は、テレビ広報番組制作に関して、甲の指示する広報事項について番組を制作するものとする。

- 2 乙は、制作に先立ち、その放送内容の台本を作成の上、原則として放送日の39日前

までに甲に提出し、その承認を得るものとする。

3 甲は、前項に定める放送内容の台本について必要と認めた場合は、その変更を乙に指示することができる。

4 乙は、前項に定める変更の指示を甲から受けた場合は、直ちにこれを修正し、甲の承認を得るものとする。

(DVDの提出)

第7条 乙は、テレビ広報番組及びSNS広報の放送前に、放送と同じ内容をDVDに録画し、甲に1枚提出するものとする。

2 乙は、テレビ広報番組について、内容を月ごとにまとめたDVDを放送終了後の月末までに、甲に提出するものとする。

(著作権)

第8条 乙は、この契約に基づいて制作されたテレビ広報番組及びSNS広報に係る映像等の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を、甲に譲渡する。乙は、甲の許可なくしてこれを販売し、また、再び放送してはならない。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は、委託業務の管理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理業務を除く委託業務の一部の処理を、他に委託し、又は請け負わせる場合においては、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。

(紛争の解決)

第10条 甲は、第6条の規定により乙に指示した事項及び承認した放送内容の台本に基づいて制作・放送された番組の内容については、その一切の責任を負うものとし、万一これにより第三者に影響を及ぼした場合にも責任をもってこれを解決するものとする。

ただし、乙が甲の指示に違反し、又は過失若しくは怠慢により放送した場合において、その放送内容が第三者に影響を及ぼしたときは、乙は責任をもってこれを解決するものとする。

(成果物を完納できない場合の損害賠償)

第11条 甲は、乙が正当な理由なくして納期までに完納できない場合は、遅延賠償金として、納期の翌日から起算し、遅延日数に応じて、当月分請求額に対し年___パーセントの割合に相当する金額を徴収する。ただし、天災地変など乙の責に因らない場合は、この限りではない。

(契約違反の処置)

第12条 乙が前条に違反した場合の処置の方法については、甲乙協議の上、決めるものとする。

2 乙が前各条に違反し、又は過失若しくは怠慢により甲に著しい損害を与えたと認められる場合は、前項の規定にかかわらずこの契約を解除することができる。ただし、制作機材の故障その他の事情でやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

3 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲はその責任を負わないものとする。

(契約解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者

をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第14条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第15条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約内容の変更等による損害の負担)

第16条 甲又は乙が契約の相手方に対して、契約内容の変更又は中止の申し出を行った場合に生ずる損害の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(天災等による契約不履行)

第17条 天災等の事故のため契約の履行ができない場合は、乙の責任とはならない。

2 前項の理由により放送不能となった番組の取り扱いについては、甲乙協議の上、決定するものとする。

(守秘義務)

第18条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第19条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

(協議)

第20条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合は甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙